特定建築物について

高松市保健所生活衛生課　環境衛生係
〒760-0074　高松市桜町１丁目 10-27
TEL087-839-2865／FAX087-839-2879
E-mail:seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp

☆特定建築物とは？

建築基準法にいう『建築物』であること。

『建築物』
- 特定用途　興行場・百貨店・集会場・図書館・博物館・美術館・遊技場・店舗・事務所・旅館・学校（研修所）
- 特定用途以外　工場・地下街・駅舎・病院・共同住宅・寄宿舎

☆特定用途の延べ床面積とは？

①専ら特定用途に供される部分
②特定用途に付随する部分（廊下・階段・洗面所…）
③特定用途に付属する部分（バックヤードの倉庫・事務所附属の駐車場…）

→ ①＋②＋③の床面積の合計が、３，０００㎡以上の場合（学校等の場合、８，０００㎡以上）が**特定建築物に該当します。**

☆建築物の数え方とは？

一般的には、建築確認の『新築』の数で決まります。

例）建築物Ａに、渡り廊下等で建築物Ｂを付け加えた建物の場合。

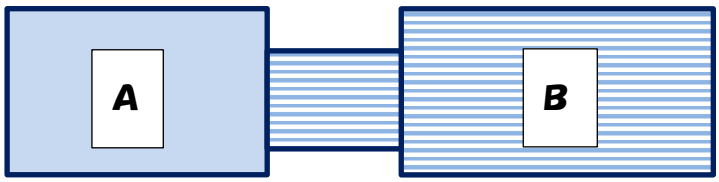

建築確認で、

①Ｂが『**新築**』となっていたら、建築物２棟
→Ｂが特定建築物に該当するなら、Ｂについて『特定建築物使用開始届』を提出する。

②Ｂが『**増築**』となっていたら、建築物１棟
→Ａが特定建築物であれば、増築したＢについて『特定建築物変更届』を提出する。
→Ａ＋Ｂで特定建築物になった場合は、『特定建築物該当届』を提出する。

特定建築物に関する届出

特定建築物に該当する場合は、下記のとおり届出をしてください。

届出の種類及び根拠	特定建築物の使用開始されたとき（法第５条第１項）	使用されている建築物が、用途変更や増築等により、特定建築物となったとき（法第５条第２項）
届出期限	使用開始後　１ヶ月以内	該当後　１ヶ月以内
様式	特定建築物使用開始・該当届（様式第１号）	特定建築物使用開始・該当届（様式第１号）
添付書類	1)建築物の断面図、各階平面図 2)中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備の系統図 3)給水設備、排水設備の系統図 4)建築物環境衛生管理技術者の免状の写し 5)建築物の登記事項証明書 6)所有者以外が権原者となる場合は、当該権原を有することを証する書類	

特定建築物を変更等した場合は、下記のとおり届出をしてください。

届出の種類及び根拠	使用している特定建築物について、届出事項に変更が生じたとき（法第５条第３項）	使用している特定建築物が、用途変更等により、特定建築物に該当しなくなったとき（法第５条第３項）
届出期限	変更後　１ヶ月以内	非該当後　１ヶ月以内
様式	特定建築物変更・非該当届（様式第２号）	特定建築物変更・非該当届（様式第２号）
添付書類	特定建築物使用開始届で添付した書類で、変更内容を確認できる関係書類を添付する。	特になし